

平成 22 年 11 月 18 日
年金局事業企画課

年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せ
事業に係る基本方針について（案）

年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せ事業は、「紙台帳検索システム」が完成し、全国の拠点において、順次、作業を開始する段階に達したところであり、下記基本方針について、年金記録回復委員会のご意見をいただいたうえで、日本年金機構あての通知として発出することとしたい。

記

1. 平成 22 年度及び 23 年度には、高齢の年金受給者など、優先順位の高い紙台帳等から集中的に突合せを実施し、平成 25 年度までに全件の突合せを実施する。この際、作業の正確性を確保しつつ、できる限り、効率的に作業を進めることとする。
2. 突合せの実施に当たって、コンピュータ記録と紙台帳等の記録が相違する場合は、一定の基準に基づき、コンピュータ記録の訂正の要否を判断する。
3. 本事業の実施状況については、国民の皆様にはわかりやすい形で、2 か月に 1 度公表する。
4. コンピュータ記録と紙台帳等の突合せの結果をご本人に確認していただくときは、わかりやすい文書でお知らせし、問合せや相談には丁寧に対応する。
5. 本事業に係る作業には、日本年金機構が契約した事業者の多数の従事者が携わることから、特に、能率の確保に留意するとともに、個人情報について、漏えいの防止など適正な管理に留意する。
6. 本事業に係る調達において一部の事業者への情報漏えいが発生したことにかんがみ、再発防止対策を徹底する。
7. 本事業については、年金局との緊密な連携のもと、年金記録回復委員会のご意見も伺いながら、費用対効果を含め実施状況を検証し、必要に応じ、実施方法の見直し等の対応を行う。